

○ 道路の構造

道路構造の技術的基準については、道路法第30条第1項および第2項に基づき道路構造令（昭和45年10月29日政令第320号）で道路を新設又は改築する場合の一般的技術的基準が定められている。

以下道路構造令における道路の種級区分、幅員構成要素の基準値及び線形要素の最小（大）値を示す。

1. 道路の種級区分

	地域	種別	級別	設計速度 (km/h)		出入 制限	計 画 交 通 量 （台／日）				摘 要
							30,000以上	30,000～20,000	20,000～10,000	10,000未満	
高速自動車国道及び自動車専用道路	地方部	1種	1 級	120	100	F	高速・平地				
			2 級	100	80	F, P	高速・山地	高速・平地			
							専用・平地				
			3 級	80	60	F, P		高速・山地		高速・平地	
							専用・山地		専用・平地		
	4 級	60	50	F, P				高速・山地	高速の設計速度は60のみ		
					専用・山地						
	都市部	2種	1 級	80	60	F	高速，専用・都心以外				
			2 級	60	50 40	F	専用・都心				

	地域	種別	級別	設計速度 (km/h)		出入 制限	計 画 交 通 量 (台／日)						摘 要	
							20,000以上	20,000 ～10,000	10,000 ～4,000	4,000 ～1,500	1,500 ～500	500未満		
その他の 道路	地方部	3	1級	80	60	P, N	国道・平地							
			2級	60	50 40	P, N	国道・山地	国道・平地						
							県道, 市道・平地							
			3級	60 50 40	30	N		国道・山地		国道, 県道・平地				
							県道, 市道・山地			市道・平地				
			4級	50 40 30	20	N				国道, 県道・山地				
										市道・山地	市道・ 平地 山地			
			5級	40 30 20	—	N							市道・ 平地 山地	小型道路を除く
	都市部	4	1級	60	50 40	P, N	国 道							
							県道, 市道							
			2級	60 50 40	30	N				国 道				
										県道, 市道				
			3級	50 40 30	20	N				県 道				
										市 道				
			4級	40 30 20	—	N							市 道	小型道路を除く

注 1) 表中の用語の意味は次のとおりである。

高速：高速自動車国道

国道：一般国道

平地：平地部

F：完全出入制限

専用：高速自動車国道以外の自動車専用道路

県道：都道府県道

山地：山地部

P：部分出入制限

市道：市町村道

都心：大都市の都心部

N：出入制限なし

2) 設計速度の右欄の値は地形その他の状況によりやむを得ない場合に適用する。

3) 表中の「出入制限」の項は、普通道路について示したものであり、小型道路については完全出入制限を原則とする。

4) 地形その他の状況によりやむを得ない場合には級別は一級下の級を適用することができる。